

○いちき串木野市まちづくり協議会補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 31 日告示第 50 号

**改正**

平成 23 年 10 月 4 日告示第 109 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 34 号

平成 26 年 3 月 31 日告示第 44 号

いちき串木野市まちづくり協議会補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市民と行政による共生・協働のまちづくりを進めるため、予算の範囲内において、市内の地区ごとに設置するまちづくり協議会(以下「まちづくり協議会」という。)による地域づくりを支援する補助金の交付に関し、いちき串木野市補助金等交付規則(平成 17 年いちき串木野市規則第 48 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり協議会 いちき串木野市自治基本条例(平成 25 年いちき串木野市条例第 32 号。以下「自治基本条例」という。)第 20 条第 1 項の規定による協議会をいう。
- (2) まちづくり協議会設立準備委員会 前号に規定するまちづくり協議会を設立することを目的とした委員会をいう。
- (3) 地区まちづくり計画 自治基本条例第 22 条第 1 項に規定する計画をいう。

(補助事業者及び補助金の種類等)

**第3条** 補助の対象となる事業を行う者(以下「補助事業者」という。)はまちづくり協議会又はまちづくり協議会設立準備委員会とする。

- 2 補助金の種類、補助事業者、内容、補助率、補助金額は別表第 1 のとおりとする。
- 3 補助金の額は前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で減額することができる。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象としない。
  - (1) 国、他の地方公共団体、公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受けることができる事業
  - (2) 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
  - (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
  - (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
  - (5) 事業の主たる効果が市外で生じる事業
  - (6) 前各号に掲げる事業のほか、補助することが適当でないと認められる事業

5 事業の実施によって収入が見込まれる場合は、補助対象経費から収入の9割を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

**第4条** 規則第3条の補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとし、別表第2の区分ごとに必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金のうち複数年度に係る事業の交付申請は毎年度しなければならない。

(補助金交付の決定)

**第5条** 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は様式第2号による。

(補助事業の内容等の変更)

**第6条** 規則第7条第1項の規定に基づき、補助事業の内容、補助対象経費その他の申請に係る事項の変更をしようとするときは、まちづくり協議会補助金事業変更申請書(様式第3号)によるものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書

(2) 収支変更予算書(様式第4号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第7条第3項において準用する規則第6条の通知は、まちづくり協議会補助金事業変更交付決定通知書(様式第5号)によるものとする。

(実績報告)

**第7条** 規則第13条の補助金等実績報告書は、様式第6号によるものとし、収支精算書(様式第4号)のほか、別表第2の補助金の区分ごとに掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

**第8条** 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、様式第7号による。

(補助金の交付)

**第9条** 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、様式第8号による。

2 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、交付決定額の範囲内で概算払を受けることができるものとし、規則第16条第3項の概算払申請書は様式第9号によるものとする。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**(平成23年10月4日告示第109号)

この要綱は、平成23年10月4日から施行する。

**附 則**(平成25年3月29日告示第34号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 26 年 3 月 31 日告示第 44 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助金の種類	補助事業者	内容	補助率	補助金額
まちづくり協議会設置補助金	まちづくり協議会設立準備委員会	会議の開催、研修の実施などまちづくり協議会設置のために係る経費で市長が適当と認めるもの	10/10	10 万円以内  2 年間にわたっても可。
まちづくり協議会パソコン・プリンター等購入補助	まちづくり協議会設立準備委員会又はまちづくり協議会	まちづくり協議会等の資料作成やホームページ作成に使用するパソコン等の購入に係る経費で市長が適当と認めるもの	10/10	15 万円以内
まちづくり協議会運営補助	まちづくり協議会	会議の開催、研修の実施、会議資料の印刷製本など、まちづくり協議会運営のために係る経費で市長が適当と認めるもの	10/10	まちづくり協議会の構成世帯数
				500 世帯未満 10 万円
				500 世帯以上 1,000 世帯未満 15 万円
				1,000 世帯以上 1,500 世帯未満 20 万円
				1,500 世帯以上 25 万円
まちづくり協議会嘱託員設置補助	まちづくり協議会	まちづくり協議会の運営のため、事務局業務を行う嘱託員を設置する費用で、市長が適当と認	10/10	60 万円以内

		めるもの  まちづくり協議会設立から3年間を限度とし、交流センター管理人不在の地区に限る。		
地区まちづくり計画策定補助	まちづくり協議会	現地調査の実施、地区探検マップの作成、研修開催、住民アンケートの実施など、地区のまちづくり計画を策定又は策定後の発表会の費用で、市長が適当と認めるもの	10/10	20万円以内  2年間にわたっても可。
地区まちづくり計画見直し補助	まちづくり協議会	上記の地区のまちづくり計画を見直すための費用で、市長が適当と認めるもの	10/10	5万円以内
地区まちづくり計画事業補助金(ソフト事業)	まちづくり協議会	上記の地区まちづくり計画(暫定計画を含む。)に登載されている事業のうちソフト事業の実施に関する経費で、市長が適当と認めるもの  (対象にならない事業)  当該補助事業として補助を受けた同一事業で3年以上経過したもの	10/10	30万円以内
地区まちづくり計画事業補助金(ハード事業)	まちづくり協議会	上記の地区まちづくり計画(暫定計画を含む。)に登載されている事業のうちハード事業の実施に関する経費で、市長が適当と認めるもの	9/10	100万円以内

別表第2(第4条、第7条関係)

補助金の種類	交付申請書の添付書類	実績報告書の添付書類
まちづくり協議会設置補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくり協議会設立準備委員会の組織、構成委員名簿</li> <li>2 事業計画書</li> <li>3 収支予算書</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくり協議会設置届の写し、規約、役員名簿</li> <li>2 事業実績書</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
まちづくり協議会パソコン・プリンター等購入補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくり協議会設立準備委員会の組織、構成委員名簿又はまちづくり協議会の設置届(写し)</li> <li>2 収支予算書</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 領収書等(写し)</li> <li>2 当該購入機器の写真等</li> </ol>
まちづくり協議会運営補助	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくり協議会の設置届(写し)</li> <li>2 事業計画書(総会資料でも可)</li> <li>3 収支予算書(総会資料でも可)</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実績書(総会資料でも可)</li> <li>2 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
まちづくり協議会嘱託員設置補助	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくり協議会の設置届(写し)</li> <li>2 嘱託員雇用計画書</li> <li>3 収支予算書</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該嘱託員の賃金支払明細の写し</li> <li>2 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
地区まちづくり計画策定補助	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区まちづくり計画策定までの事業計画書</li> <li>2 収支予算書</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区まちづくり計画書</li> <li>2 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
地区まちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区まちづくり計画見直しまでの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見直し後の地区まちづくり</li> </ol>

計画見直し補助	事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	計画書 2 その他市長が必要と認める書類
地区まちづくり計画事業補助金(ソフト事業)	1 地区まちづくり計画(暫定計画を含む。)(該当する部分の写しでも可) 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1 事業実施報告書及び活動の写真等 2 事業実績書 3 その他市長が必要と認める書類
地区まちづくり計画事業補助金(ハード事業)	1 地区まちづくり計画(暫定計画を含む。)(該当する部分の写しでも可) 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1 事業実施報告書及び活動の写真等 2 事業実績書 3 その他市長が必要と認める書類

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

いちき串木野市長 様

補助事業者

申請者(代表者)

住 所

氏 名

印

まちづくり協議会補助金交付申請書

いちき串木野市まちづくり協議会補助金の交付を受けたいので、いちき串木野市まちづくり協議会補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 添付書類(要綱の別表第2の区分による)

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

いちき串木野市長

印

年度まちづくり協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度いちき串木野市  
まちづくり協議会補助金については、下記のとおり補助金を交付す  
ることに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 交付の条件

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

いちき串木野市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

年度まちづくり協議会補助事業計画変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった上記事業計画を下記のとおり変更したいので、いちき串木野市まちづくり協議会補助金交付要綱第6条により、承認くださるよう申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 事業変更計画書
- 3 収支変更予算書
- 4 その他

(注) 変更事業計画書及び変更収支予算書については、変更に係る部分は二段書きとし変更前のものをかっこ書きで上段に記載すること。

様式第4号(第6条、第7条関係)

収 支 (変 更) 予 算 書

収 支 精 算 書

収 入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増減	備 考
市補助金				
計				

支 出

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増減	備 考
計				

様式第5号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

いちき串木野市長

印

年度まちづくり協議会補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度いちき串木野市  
まちづくり協議会補助事業の変更については、申請のとおり承認し、  
補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

補助金の額

変 更 前	円
変 更 後	円

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

いちき串木野市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

年度まちづくり協議会補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があったまちづくり協議会補助事業については、事業が完了しましたのでいちき串木野市まちづくり協議会補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 添付書類（要綱別表第2の区分による）

様式第7号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

いちき串木野市長 回

年度まちづくり協議会補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度いちき串木野市まちづくり協議会補助金については、いちき串木野市補助金等交付規則第14条の規定により下記のとおり確定したので、いちき串木野市まちづくり協議会補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付確定額 円

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

いちき串木野市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

㊦

年度まちづくり協議会補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定通知があ  
ったまちづくり協議会補助事業について、いちき串木野市まちづく  
り協議会補助金を交付くださるよう、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

〔振込先預金口座〕

金融機関名		口座の種類	
口座番号		名義	

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

いちき串木野市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

年度まちづくり協議会補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった  
年度いちき串木野市まちづくり協議会補助金についていちき串  
木野市まちづくり協議会補助金交付要綱第9条の規定により、下記  
のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 額 円

事 業 費	補助金交 付決定額	概算払 受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由